

## 地区計画の運用：建築設備の離れについて

地区計画において、建築設備（オイルタンク、ヒートポンプ給湯器等）の離れについては、制定時特段の規定を設けておりませんでした。近年一般住宅において高さ 2m 前後のヒートポンプ給湯器等の普及が進んでおります。こうした建築設備は、地区計画制定時には想定されていないものであり、また相当の高さをもつため、近隣への圧迫感が生じてきます。

そこで、地区計画の車庫、物置の基準を準用し、下記のとおり運用して参りますので、ご理解ご協力の程よろしくお願ひします。

※ なお、上記の内容は鶴岡市行政手続条例第 30 条に基づく行政指導となります。

### 【運用】

- ・ 一般住宅用のオイルタンク及び高さが 1.5m 以下の建築設備の離れの制限は無しとする。
- ・ 高さが 1.5m を超えるヒートポンプ給湯器等の一般住宅用建築設備の離れは、道路境界からは 1.0m 以上、隣地境界からは 0.5m 以上とする。
- ・ 店舗等の業務用の建築設備の離れは、従来どおり各地区計画の規定を準用する。

### 建設設備の離れ

	高さ 1.5m 以下	高さ 1.5m~2.3m 以下	高さ 2.3m を超えるもの
一般住宅用	制限無し	道路境界から 1.0m 以上 隣地境界から 0.5m 以上	同左
業務用	制限無し	【伊勢横内・茅原】 【遠賀原・北部・小真木原（設備の面積が 10 m <sup>2</sup> 以内のもの）】 道路境界から 1.0m 以上 隣地境界から 0.5m 以上	道路境界から 1.5m 以上 隣地境界から 1.2m 以上
		【南部・大山・西部（業務地区・住宅地区）・遠賀原・北部・小真木原】 道路境界から 1.0m 以上 隣地境界から 1.0m 以上	
		【西部・シンボルロード地区】 道路境界から 1.5m 以上、隣地境界から 1.2m 以上	

※一般住宅用のオイルタンクは制限無し